

1. サービスの特徴とリスク

(A) 『スマートレンド』は、お金を借りたい方（借り手）とお金を貸したい方（投資家）をマッチングするサービスです。

ローンファンドとは、特定の事業を営むあるいは営もうとする複数の借り手に対して、運転資金、設備投資資金、仕入資金等を貸し付ける事業に投資するものです。

お客様は、スマートレンド社との間で匿名組合契約を結んでスマートレンド社にお金を出資し、スマートレンド社がお客様の指定するローンファンドの複数の借り手に対して、そのお金を貸し付けるということになります。

このように、お客様は、スマートレンド社にお金を出資していただくことによって投資家となり、借り手に対してお金を貸し付けるのと同様の経済的効果を得ることになります（ただし、お客様は借り手に対して直接お金を貸し付けるわけではなく、スマートレンド社が借り手に対して貸し付ける原資となるお金を出資することになりますので、直接お金を貸し付けるのと異なる点がいくつかあります。）

(B) お金を貸し付けたけれども、その借り手が返済をしなくなった場合には、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

(C) 借り手に対する貸付の中には、担保を設定したり、又は特定の個人あるいは法人が借り手のスマートレンド社に対する借入債務について連帯して保証するものもあります。このような貸付においては、借り手からの返済が滞った場合、スマートレンド社は担保権を実行して貸付金の回収を図り、又は保証人に対して、借り手の返済残額について代わりに支払ってもらうよう請求し、一定の免責事由に該当しない限り、保証人からの支払を受けることとなります。

但し、担保権を実行しても、担保物件の価値が下落していたり、担保物件の売却ができなかった場合等には、お客様がスマートレンド社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。また、保証人が倒産等する場合には、保証人からの支払を受けることはできないこととなります。なお、スマートレンド社が取得する担保権は、主に以下となります。

例 1： 抵当権（※1）

例 2： 根抵当権（※2）

例 3： 質権（※3）

例 4： 売掛債権

例 5： 動産、その他

スマートレンド社は、担保権の取得に際し、かかる担保の評価を行います。担保価値の低下や借り手及び保証人の信用力の低下等により、スマートレンド社の借り手に対する貸付債権が全額担保されない結果、お客様が当社にお支払いいただいた出資金の元本額が全額返ってこないおそれがあります。

(※1) 抵当権については、不動産市況や賃料水準その他の経済的要因による価値 下落、土壤汚染等その土地に内在する瑕疵による価値下落、災害等の外的要因による価値下落、賃貸借関係に係る紛争等に起因する価値下落等が発生する場合があります。

(※2) 根抵当権については被担保債権の元本が未確定であり、今後、貸付債権に係る債権者と債務者との間で別途消費貸借取引その他の取引を実施する場合には、かかる取引に基づく債

権も被担保債権の範囲に組み込まれることとなる結果、個別の貸付債権に対する担保価値が希釈化するおそれがあります。

(※3) 質権設定する担保物、売掛債権、動産においても、上記担保権と同様のリスクを内在しません。

(D) 借り手からの返済が滞った場合であっても、お客様自身が、借り手に対して返済の督促を行うことはできません。万一このような行為が行われた場合には、刑法上の強要罪等に該当する可能性があります。

2. スマートトレンド社の倒産リスク

お客様には、ローンファンドへの出資申込みに先立って、スマートトレンド社に資金を預け入れていただきますが、スマートトレンド社が倒産した場合、お客様が預けたお金が返ってこないおそれがあります。

3. 借入申込人の信用力の調査

お客様が、スマートトレンド社にお金を出資されるかどうかについては、最終的にはお客様ご自身の判断ですが、お客様の出資の対象となる貸付事業に係る借り手の信用調査のため、スマートトレンド社では、借り手から提示を受けた決算書や事業計画、キャッシュフロー計画等の分析を行い、かつ借り手の代表者に面談を実施したり、その事業所を訪問したりする等の審査をしております。

(A) スマートトレンド社による借入申込人の審査

お客様に対して借り手自身の作成する借入申込情報を提示する前の段階で、スマートトレンド社は、以下のプロセスを経て、借り手の信用力について審査を行います。

- (a) 借り手からの本人確認資料や決算申告書または収入証明資料の徴求
- (b) スマートトレンド社の加盟する外部信用情報機関に対する借り手の過去・現在の債務履歴の照会
- (c) 借り手からの事業計画およびキャッシュフロー計画の徴求

上記の審査の結果、スマートトレンド社の本商品に対する基準を満たされない方につきましては、審査を不合格とさせていただきます。

4. 保証人の信用力の調査

特定の個人あるいは法人が借り手のスマートトレンド社に対する借入債務について連帯して保証する場合、スマートトレンド社では、保証人の信用力について、スマートトレンド社が独自の基準に基づいて保証人の信用力を審査します。但し、かかる審査結果については、その全部もしくは一部をお客様に開示しないことがあります。

以下、ご説明いたします。

(A) 保証人が個人の場合

- (a) 本人確認資料や収入証明資料の徴求
- (b) スマートトレンド社の加盟する外部信用情報機関に対する保証人の過去・現在の債務履歴の照会

(B) 保証人が法人の場合

- (a) 会社謄本の徴求

(b) 信用力を判断するのに必要な業績疎明資料の徴求

上記の審査の結果、スマートレンド社にて信用力が十分でない判断された場合、審査を不合格とさせていただきます。

5. 借り手からのお金の返済が滞った場合

貸し付けが実行された後に、借り手（及び保証人）からのお金の返済が滞った場合には、お客様に対する配当もできなくなります。借り手（及び保証人）に対しては、スマートレンド社が返済の督促を行いますので、お客様から直接督促をすることはできません。借り手（及び保証人）が期限の利益を喪失した場合には、スマートレンド社は借り手（及び保証人）に対して貸付元本及び利息の全額を返済するように督促いたします。

また、借り手（及び保証人）が貸付契約の各約定返済日の翌日以後約定返済をしない場合、借り手（及び保証人）について貸付契約に定める期限の利益喪失事由が生じた場合、その他スマートレンド社が合理的に必要と認める場合には、スマートレンド社は、外部の債権管理回収会社等（以下「債権回収受託者」といいます。）に対して、借り手（及び保証人）に対する債権を売却することを検討いたします。

債権回収受託者に対して何らかの代金額で債権を売却できた場合には、その売却額をお客様へ分配させていただきますが、その金額は相当低いものとなり、お客様がスマートレンド社に出資いただいた金額の全部又は大部分が回収不能となることが予想されます。なお、スマートレンド社は借り手（及び保証人）に対する債権を出資金の返還に代えてお客様に譲渡することはいたしませんので、返済が延滞した債権をお客様がスマートレンド社に代わって取り立てることもできません。